

1 計画策定にあたって

1 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき将来都市像を描き、その実現に向けた目標や方向性を定めるものです。

本市は、これまで総合計画に基づきまちづくりを進め、人口 35 万人を有する埼玉県内有数の都市として発展してきました。

しかしながら、全国的な人口減少と少子高齢化の進行を背景に、本市においても、今後、本格的な人口減少局面に突入すると見込まれています。また、近年、本市を取り巻く社会状況はめまぐるしく変化しており、将来を見通すことが難しい時代となっています。

本計画は、こうした変化に柔軟に対応しながら、本市をより一層良いまちとして持続的に発展させていくために策定するものです。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

○基本構想

目指すべき将来都市像と、それを実現するための基本目標などを示します。

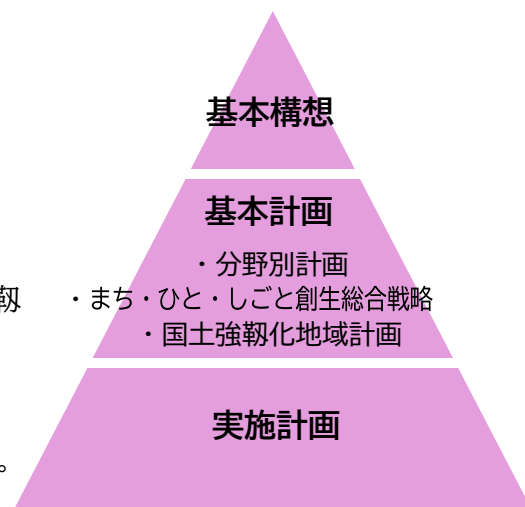
○基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示します。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」*及び「国土強靱化地域計画」*も基本計画の中に位置付けます。

○実施計画

基本計画に定めた各施策の具体的な実施方法を示します。



(2) 計画期間

年度	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)	令和 15 (2033)	令和 16 (2034)	令和 17 (2035)
基本構想	10年									
基本計画	5年					5年				
実施計画	3年			3年			… ※毎年度改訂			

* まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口減少が急速に進行する中で直面する様々な課題に対し、分野横断的な視点で仕事・地域経済、子育て・教育、魅力発信といった地方創生に関連する取組を推進するための戦略。（まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき策定）

* 国土強靱化地域計画：激甚化・頻発化する自然災害に対して、ハード・ソフト両面から事前防災を推進し、強くしなやかな都市をつくるための計画。（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定）